

横手市総合計画審議会の役割等について

●横手市総合計画について

横手市総合計画とは、まちづくりの基本的な指針となるもので、この計画に基づき行政運営を行う計画となります。

当市では、平成28年度から10年間を計画期間とした第2次横手市総合計画を策定しておりますが、令和7年度で満了となることから、令和8年度を初年度とする第3次総合計画の策定を進めております。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、その内容は次のとおりです。

基本構想

次期基本構想は、令和8年度から令和17（2035）年度までの10年間を対象期間とし、令和17年度における当市の将来像とまちづくりの指針を示すものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した基本目標を達成するための施策の大綱を示すもので、可能な限り現状の数値と達成目標値を示していくものです。

基本構想と同様に、令和8年度からの10年間を期間とし、前半の5年を前期基本計画、後半の5年を後期基本計画とします。

実施計画

実施計画は、基本計画を推進するための事業ごとの計画です。社会情勢変化に柔軟に対応するため、3年単位で実施事業を定めた計画を策定し、毎年チェックを行いながら更新するものです。実施計画では、事業内容、実施予定年度及び事業期間等を示します。

●審議会の役割について

横手市総合計画審議会は、市長が作成した計画案の諮問を受け、その内容について審議し、市長に対して答申を行う役割を担っていただきます。

また、現計画の総括評価や、自治体運営の基本的なルールや住民の権利などを定めた「自治基本条例」が形骸化していないか、などの検証を行っていただきます。

●審議会の開催について

審議会は、令和6年8月から令和7年11月までの間に11回程度の開催を予定しています。また、1回あたりの会議時間は午後6時30分から最大2時間程度を予定しています。

●審議会委員の任期および報酬について

審議会委員の任期は、令和6年8月28日から2年間です。委員に委嘱された方が会議に出席できない場合は、欠席の扱いにさせていただきますので、代理の方の出席について調整していただく必要はありません。

また、会議にご出席いただいた場合、報酬といたしまして、日額6,000円（源泉徴収前）をお支払いします。